

道路橋とコスト縮減

建設省中国地方建設局 原井敏彦

1. 公共工事コスト縮減対策に関する行動計画（建設省）

〔現状〕

現在、我が国の政治・経済・社会は、構造的転換期に置かれ、特に経済においては経済構造改革のなか非常に厳しい状況にある。

しかし、来る21世紀を展望すれば、本格的な高齢化社会の到来により社会資本整備への投力が高齢化社会の到来を目前に控え、本格的な資本整備を後退させることが予想されます。この到来を本格的に確保するためには、今、諸外国と比較して立ち後れていける社会を前提として、世代に負担を残さないよう財源の確保を前提として、中・長期的に着実な整備を行い、将来の豊かな国民生活や質の高い福祉社会を達成し、活力ある社会を持続させて行くことが重要である。

社会資本の整備を図って行くに当たり、財政再建の視点からも公共事業の整備を一時遅らせるとか、均衡的な役割分担を行ない事業整備の有効化・効率化を図るとか、既存ストック施設を連携・交流させることにより有効に活用するなど、いづれも限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業投資を行うための様々な指摘がなされています。

そこで整備のあり方もこれらの提言を受け時代の要請に合わせた政策転換が図られており、建設省での公共事業執行の取り組みとしては、新しい入札契約制度での公共事業執行と、公共工事のコスト縮減に取り組むこと等を重点に進めているところであります。

〔経緯〕

工事のコスト縮減については、平成4～5年頃の国際的視点での、建設サービスの内外価格差問題、国内的には建設業界と政界との問題等で、国民的感覚での公共工事価格の割高感などの指摘を背景とし、建設省では、他の公共事業実施官庁に先立ち、平成6年12月にコスト縮減に向けた行動計画を作成し実施してきました。

しかしながら、現下の厳しい財政事情（400数十兆

円の債務)の下、公共工事コスト縮減の一層の推進を行ふこととして、政府は、平成9年1月に全閣僚構成員とする公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議を設置し「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」が策定されました。

建設省においては、これを踏まえ既定の(平成6年12月)行動計画の一部を改定すると共に内容を更に充実させ、今回の「公共事業コスト縮減対策に関する行動計画」を策定したものあります。

[行動計画]

この行動計画については、工事に関するコスト縮減を対象とし、平成9年度より平成11年度末までの3年間でこれを完了させるよう、最大限度力することとされています。

又他機関との連携のもとに広範囲に取り組むことがより効果的になる、とされています。

具体的コスト縮減については(表ー1)、1)計画・設計等の見直し 2)工事発注の効率化等で6%以上の縮減と、3)工事構成要素のコスト縮減 4)工事実施段階での合理化・規制緩和等で4%以上の縮減をする、この4分野で、19項目の施策に取り組み、少なくとも10%以上の縮減を目指すこととされています。

2. 中国地方建設局・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画

建設省では各地方建設局ごとに、行動計画を作成することとしており、中国地方建設局では、建設省「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」の策定を受け、地方版行動計画を平成9年7月に策定し実施しているところであります。

実施に当たっては、コスト縮減について個々の考え方があげられている部分があるようですが、コスト縮減の正しい理解としては、行動指針の基本的考え方にある「機能・品質確保」での、社会資本の備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の機能・品質と両立させつつ、コスト縮減を進めること。

又「不等なしわ寄せの防止」での、下請け、資機材供給者、労働者など一部の関係者が不等なしわ寄せを示されています。されに、効率化する効果が示されています。

次に、具体的施策（表一）では、「工事の計画・設計等の見直しに関する施策」とそれ以外の、「工事発注の効率化に関する施策」と「工事構成要素の縮減に関する施策」と「工事実施段階での合理化・規制緩和に関する施策」の4施策分野で111具体策を中国地建では掲げ、数値目標は建設省行動計画と同数値目標としています。

本日の話の主となる「工事の計画・設計等の見直しに関する施策」の中の「設計手法の見直し」については、必要以上に華美や過大なものとなってはいないか、現状のサービス水準が適切か等、社会資本の計画手法に関し原点に立ち戻って検討を行う。

次の「技術基準等の見直し」については、技術基準等が急速な進歩に対応できているか、基準類の運用が画一的なために不経済な設計となっていないかについて総点検を行う。

次の「設計方法の見直し」については、構造型式、施工法等の選定のため、数ケースの比較設計を実施しているが、比較内容をさらに充実させるための方式を検討する。

また、従前の使用資材を最小限とする設計思想から施工手間を含め総合価格で最小限となる設計思想への転換（材料ミニマムから労働量ミニマム）をベースに、設計手法の見直しを行うなど。将来の維持管理を含めトータルコストで経済的となることが重要である。

以上が、コスト縮減の正しい理解と考えて頂ければと思います。

これ以外の「工事発注の効率化に関する施策」と「工事構成要素の縮減に関する施策」と「工事実施段階での合理化・規制緩和に関する施策」の分野については、行政サイドのものとなり行政の積極的な取り組みが求められるところであります。

表一1 コスト縮減の具体的施策と数値目標

政 策 分 野	項 目	数 値 目 標
1) 工事の計画・設計等 の見直しに関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画手法の見直し ○ 技術基準の見直し ○ 設計方法の見直し ○ 技術開発の推進 ○ 積算の合理化 	公共工事コストを少なくとも6%以上縮減することを目指す。
2) 工事発注の効率化等 に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事の標準化の推進 ○ 適切な発注ロットの設定 ○ 入札・契約制度の検討 ○ 諸手続の電子化等 	
3) 工事構成要素のコスト 縮減に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の生産・流通の合理化 効率化 ○ 資材調達のための諸環境 の整備 ○ 優良な労働力の確保 ○ 建設機械の有効な利用 	公共工事コストを少なくとも4%以上縮減することを目指す。
4) 工事実施段階での 合理化・規制緩和等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全対策 ○ 交通安全対策 ○ 環境対策 ○ 建設副産物対策 ○ 埋蔵文化財調査 ○ 消防基準・建築基準 	

3. 現場でのコスト縮減（橋梁）への取り組み状況

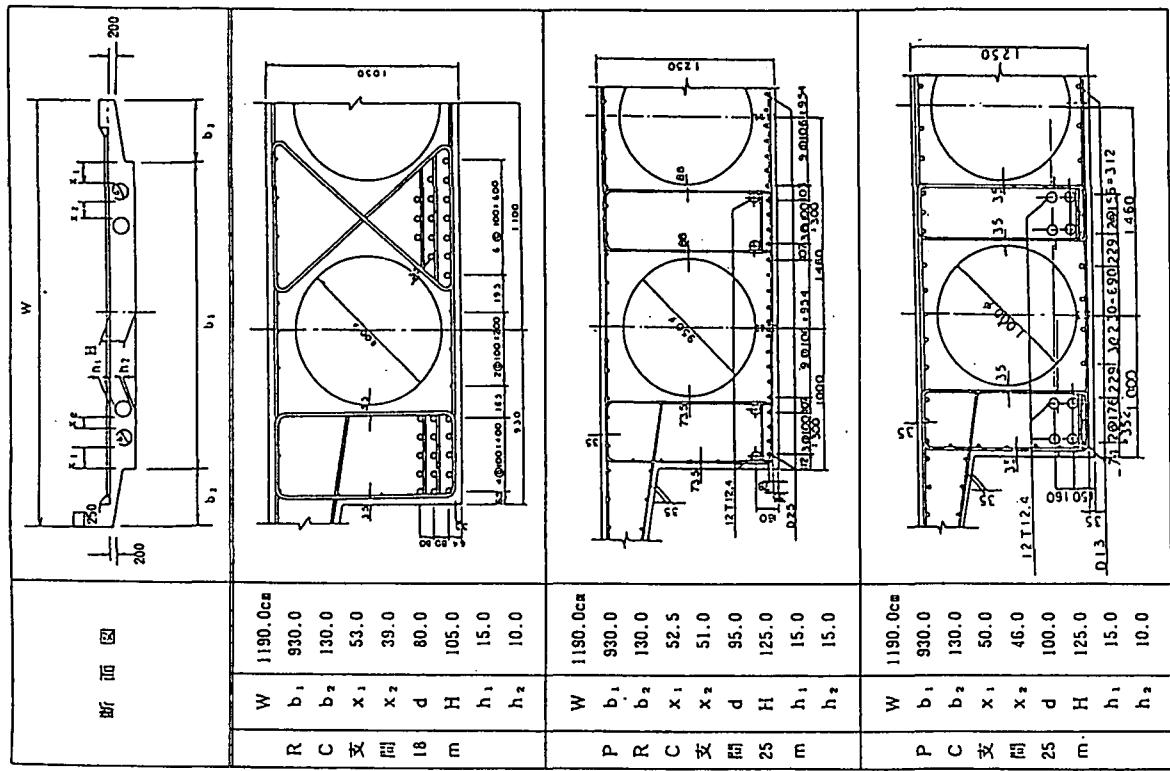
[橋種比較によるもの]

- P R C スラブ橋 (図-1)
(R C 部材と P C 部材との中間領域のものであり、使用材料に適正な評価を行うことにより、経済的となり縮減が図れる)
- P C コンポ橋 (図-2)
(床版下面の P C 版と、その上面に設ける現場打ち床版との合成化を行い、床版部を造ることで、主桁間隔を広げ「少数主桁化」を行い縮減を図る)
- 設計の合理化桁橋 (図-3)
(製作部材数の減量化により、製作の省力化を行うことで縮減を図る)
- 少本数主桁橋 (図-4)
(P C 床版等を用い床版の強度・耐久性を高めることにより「少数主桁化」を行い縮減を図る)

[その他の工夫によるもの]

- 仮設計画
(橋梁の架替工事で、仮橋に既設橋梁の下部工を利用してすることで縮減を図る)
- 小半径のカーブ橋
(半径の小さい円曲線で主桁が单一箱桁であることから温度、地震時の変化にアーチ作用を利用することと、それに対応できる支承構造を用いることで、橋脚のスリム化、ジョイントの少数化を行い縮減を図る)
- 連続桁構造と反力分散ゴム支承を用いての設計
(水平力の軽減により下部構造のスリム化を行い縮減を図る)
- 耐候性鋼材の積極的活用
(塗装に掛かるメンテナンス費用の縮減を図る)
- 仮組立ての省略
(簡易構造の橋梁にあっては、グラフィック図形での模擬組立てを行うことにより、実物組立てを省略することで縮減を図る)

PRCスラブ橋(図-1)

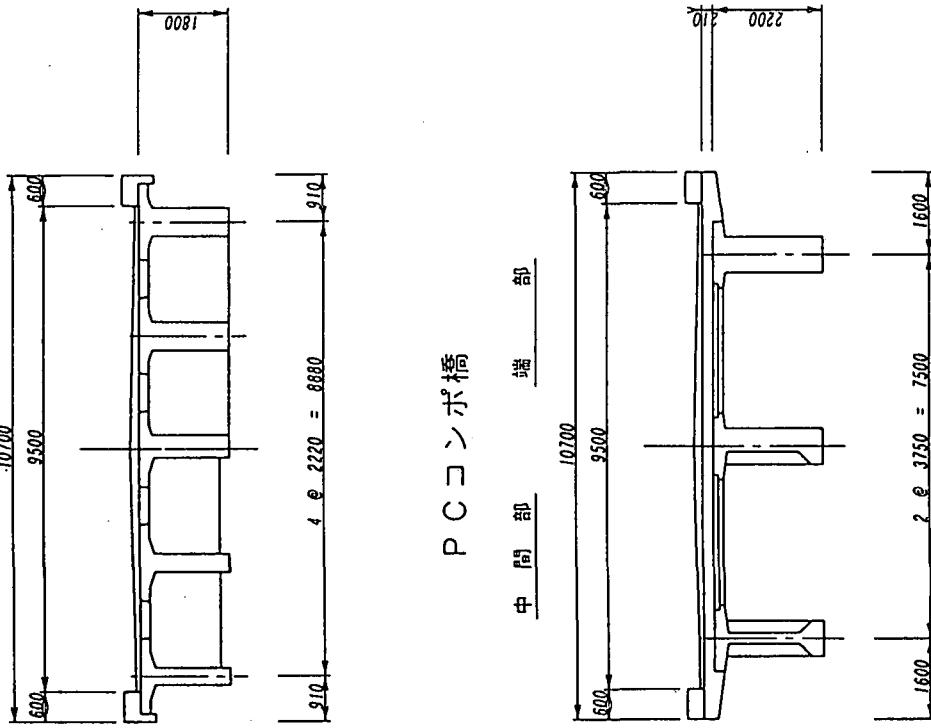


PCコンポネント橋(図-2)

標準断面図
L = 30m, W = 9.5m

建設省標準設計

中間部 端部



PCコンポネント橋

中間部 端部

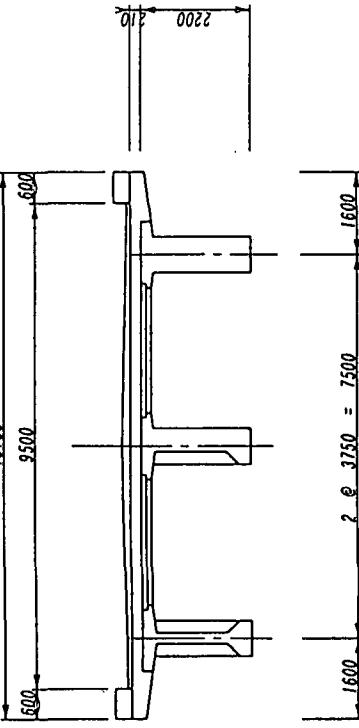
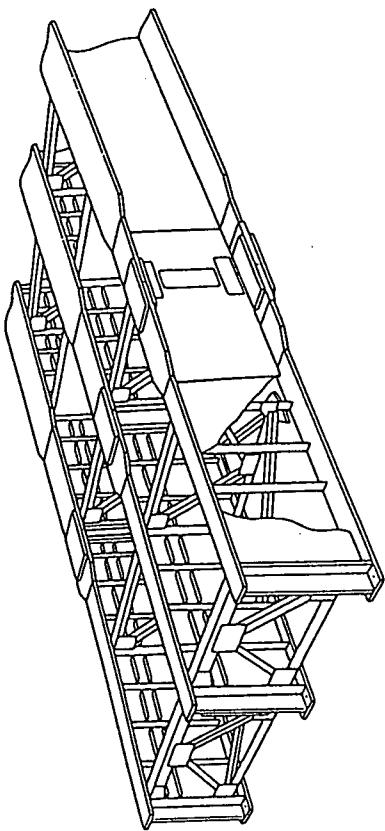


図10-1-2 R.C.、P.C.およびPRC構造版の比較

設計の合理化 桁橋(図-3)

現在の構造のイメージ



本ガイドラインによる構造のイメージ

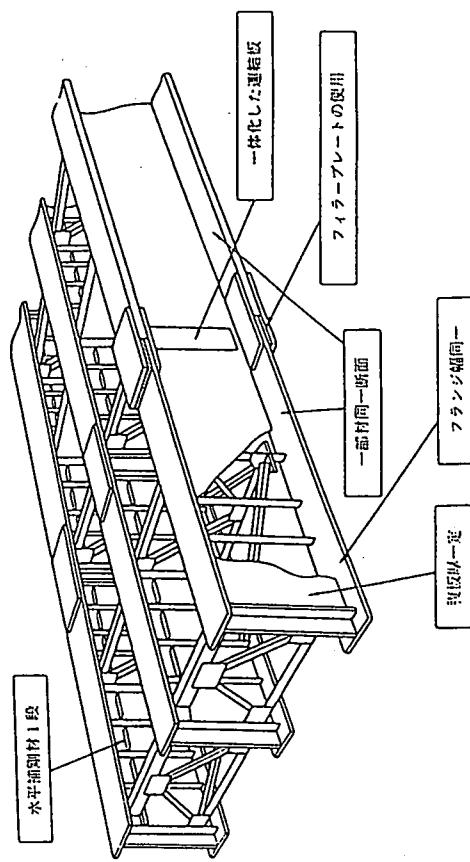
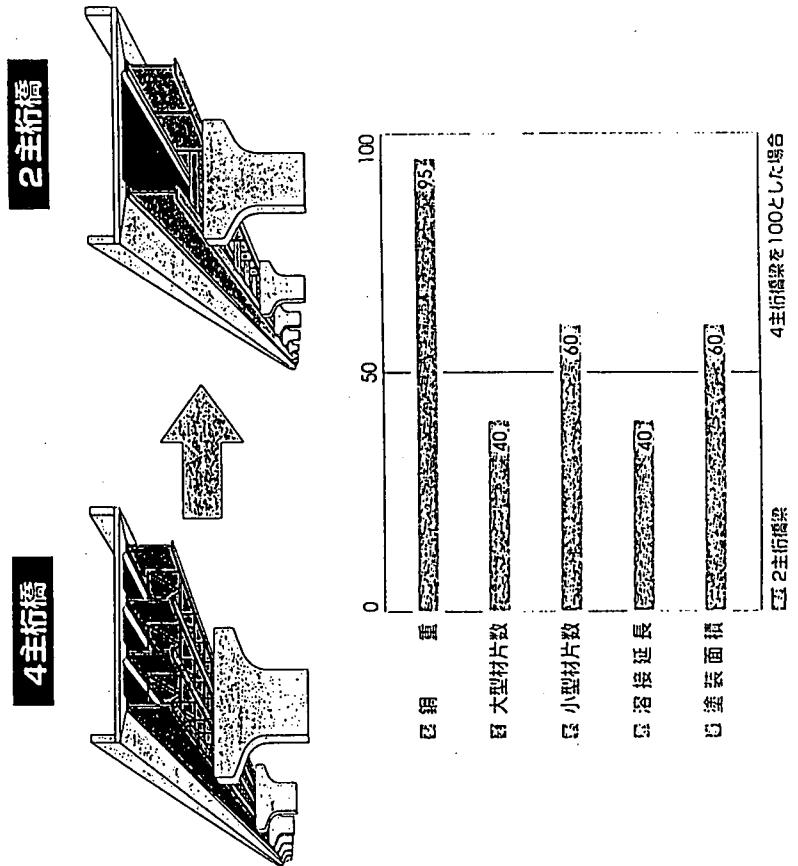


図1-1 省力化構造のイメージ

少主桁橋梁の例(図-4)



主桁本数が減るため、材片数・溶接延長・塗装面積などが減り、製作費が削減でき、工期短縮が図れます。

4. 中 国 地 方 建 設 局 の 道 路 事 業 の 現 況 と 今 後 の 展 望

○ 中 国 地 方 の 道 路 整 備 状 況 (図 - 5)

現 在 中 国 地 方 の 道 路 延 長 は、 国 ・ 県 ・ 市 町 村 道 を 合 わ せ て 9 7 、 2 5 9 k m に 達 し て い る。

高 速 自 動 車 国 道 は、 平 成 9 年 3 月 末 現 在 で 中 国 縦 貫 自 動 車 道 ・ 山 陽 自 動 車 道 等 の 東 西 間 と 中 国 横 断 自 動 車 道 の 南 北 間 の 9 4 7 k m を 供 用 し て お り、 特 に、 中 国 横 断 自 動 車 道 岡 山 米 子 線 の 供 用 は、 日 本 海 か ら 本 州 四 国 連 絡 道 路 を 通 っ て 太 平 洋 ま で の 南 北 軸 が き く、 中 四 国 の 連 携 ・ 交 流 に 大 き く 寄 与 す る と 思 わ れ る。

し か し な が ら、 山 陰 側 の 整 備 が 遅 れ て い る 状 況 で あ り、 一 日 も 早 い 山 陰 自 動 車 道 の 供 用 に よ る、 高 速 ネ ッ ト ワ ー ク の 形 成 が 熱 望 さ れ て い る。

ま た 直 轄 国 道 の 4 車 線 化 率 は、 中 国 地 方 全 体 で 1 8 % と 依 然 低 い 状 況 に あ り、 都 市 部 以 外 の 4 車 化 の 遅 れ が 目 立 つ て い る。 特 に、 中 国 地 方 管 内 で の 一 般 国 道 2 号 で さ の え 3 1 % 、 一 般 国 道 9 号 は 7 % と、 一 般 国 道 1 号 の 発 生 や 交 通 事 故 の 多 発 な ど 深 刻 な 状 況 が 見 ら れ る。 こ れ の こ と か ら、 従 来 か ら 進 め て い る 国 道 等 の 交 通 機 能 の 一 着 層 の 強 化、 渋 滞 解 消 の た め の パ イ パ ス や 日 常 生 活 に 密 密 に 密 べ き 高 齢 者 社 会 に 対 応 し た、 安 全 ・ 安 心 で き る 道 づ く り を 進 め て い る。

○ 高 規 格 幹 線 道 路 の 状 況 (図 - 6)

(道 路 整 備 計 画 上 の 区 分 で、 高 速 自 動 車 国 道 と 一 般 国 道 自 動 車 専 用 道 路 と 本 州 四 国 連 絡 道 路 を 含 め て た 道 路)

中 国 地 方 の 高 規 格 幹 線 道 路 は、 3 本 の 縦 貫 道 と 4 本 の 横 断 道 か ら な る 梯 子 状 の 高 速 交 通 ネ ッ ト ワ ー ク と し て 計 画 さ れ、 中 国 地 方 の 一 体 的 発 展 と 中 国 四 国 地 方 の 広 域 交 通 圈 を 実 現 す る た め の も の で あ り。

平 成 8 年 1 2 月 に 第 3 0 回 国 土 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 審 議 会 に お い て、 横 断 自 動 車 道 尾 ・ 松 江 線 な ど 整 備 計 画 区 間 1 5 0 k m 、 山 陰 自 動 車 道 な ど 基 本 計 画 区 間 2 0 6 k m が 新 た に 追 加 さ れ た。

今 後 は、 高 規 格 幹 線 道 路 ネ ッ ト ワ ー ク 整 備 の 遅 れ て い る 横 断 道 姫 路 ・ 鳥 取 線、 尾 道 ・ 松 江 線、 山 陰 自 動 車 道 な ど の 整 備 を 進 め て い く。

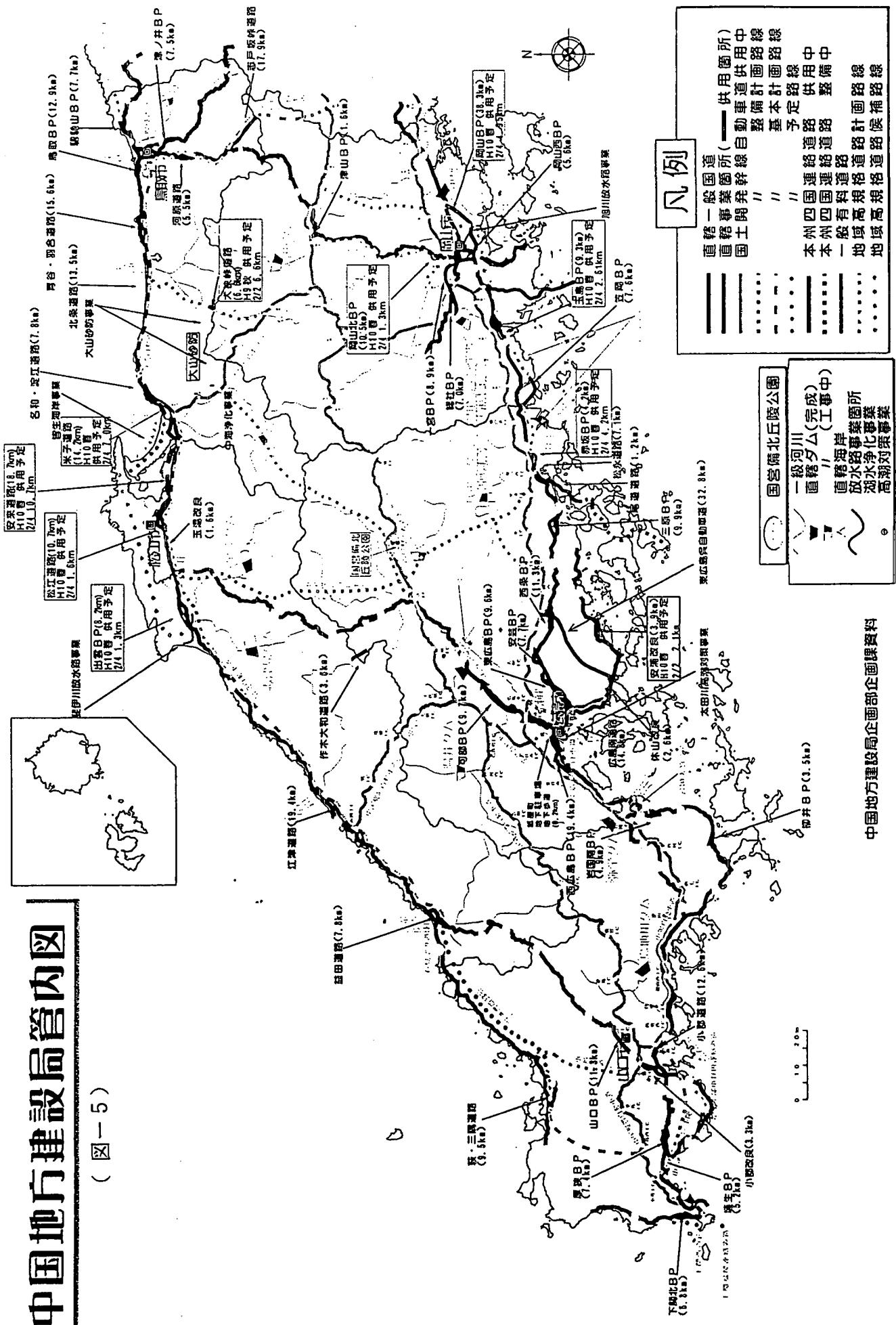
○ 地域高規格道路（図一7）

（一般国道、主要地方道を含め地域間の交流や、空港、港湾等の交通拠点との連携を図る目的で整備する、一定の高速性（60～80km/h）を持つ片側2車線以上で、自動車専用道路と同程度の機能を持つ道路）

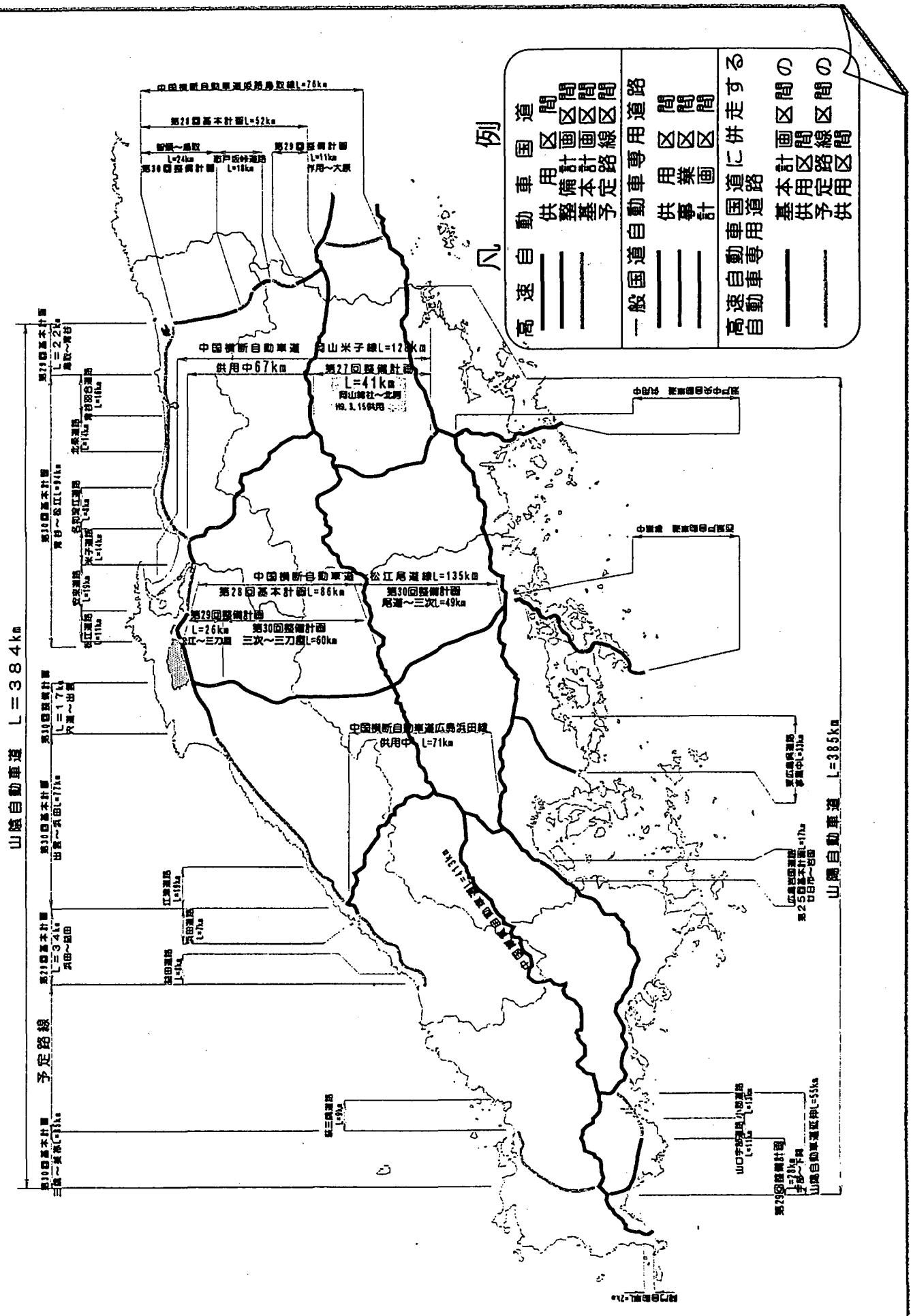
地域高規格道路は、各都市間の連携と交流を強化するため、中心都市と周辺市町村を、また、中心都市と中心都市を結ぶとともに、各市町村から高速道路インターチェンジや新幹線駅までを、さらに、圏内中心都市から空港や重要港湾までを結ぶ規格の高い道路であり、この道路の整備を重点的に進める。

中国地方建設局管内圖

(図一5)



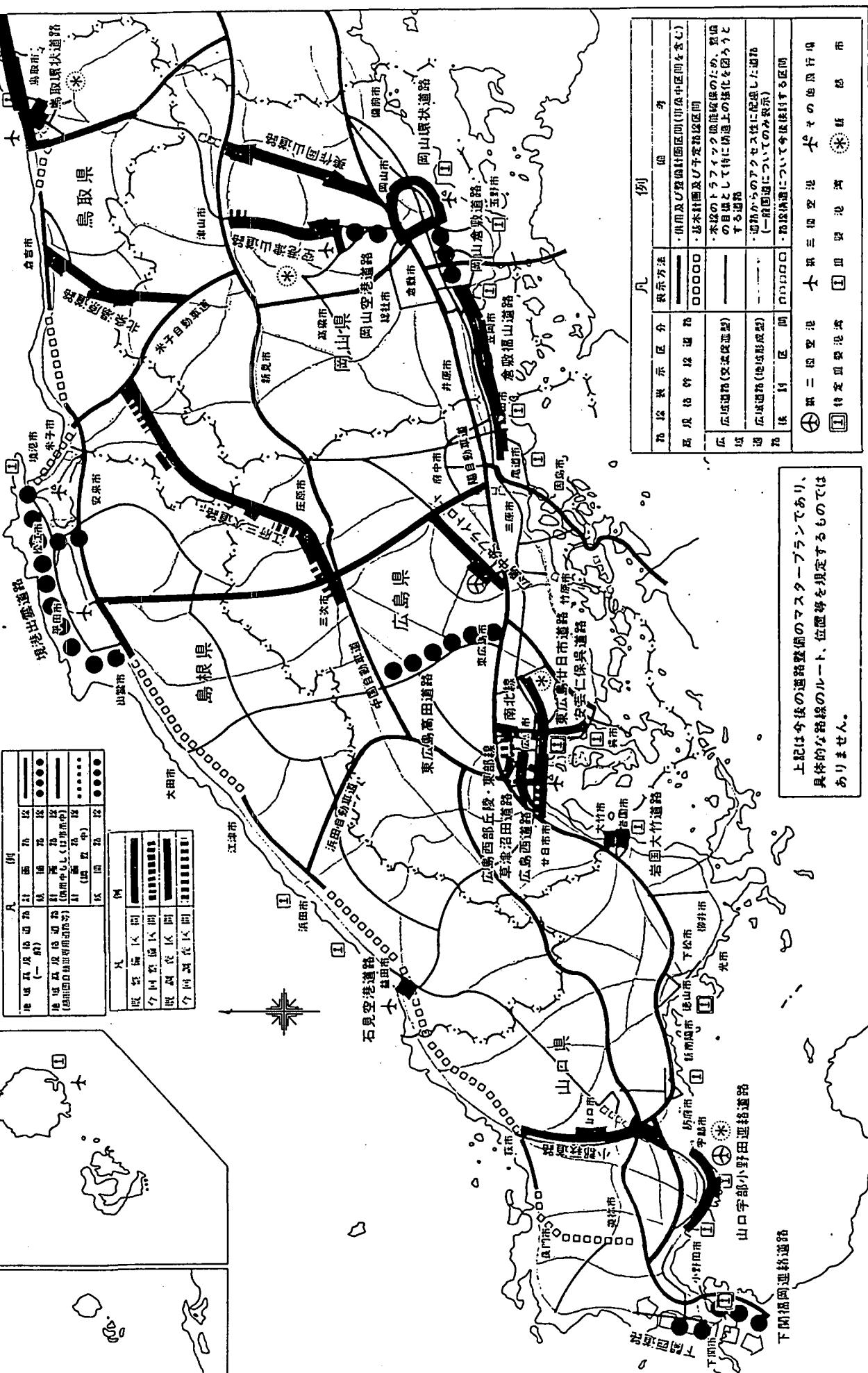
中国地方高規格幹線道路網図 (図一六)



中国地方建設局管内地域高規格道路指定路線図（図一七）

A		B	
現行ルート	(一級)	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート

A		B	
現行ルート	(一級)	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート
現行ルート	現行ルート	現行ルート	現行ルート



上記は今後の道路整備のマスター・プランであり、
具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。
ありません。